化審法におけるPFHxS等に係る措置（案）に関する意見募集について

The Knights

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（「化審法」という。）におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）について、意見募集が行われます。意見募集期間は、2023年2月18日から同年3月19日までとなります。

「ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）（別名 PFHxS）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が 6 のものに限る。）又はその塩」（2 物質を以下、「当該化学物質」という。）についての措置（案）の内容

(1) 第一種特定化学物質の指定

当該化学物質を第一種特定化学物質に指定し、これらの化学物質の製造、輸入にあたっては許可を必要とする。（原則禁止）

(2) 当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止

［輸入を禁止する製品例］

- 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- 金属の加工に使用するエッチング剤
- 半導体用のレジスト

(3) 政令で指定された用途（エッセンシャルユース）以外の使用の禁止

当該化学物質については、政令で指定された用途（エッセンシャルユース）を設けることなく、使用禁止する。

(4) 取扱いに係る技術上の基準の設定

［技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品］

- 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

また、施行については2024年春以降と示されています。

当社では、PFHxS等のPFAS分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 2023年2月18日付 電子政府の総合窓口
（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595223011&Mode=0）
を引用して作成

有機分析箇所 長谷川知草

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

新入社員、新配属の方への教育のススメ
新しく入社された方、また、新しい部署へ配属された方は、最初に仕事を把握する事が大変だと思います。そんな時当社の小冊子をぜひご活用ください！ご要望に応じて小冊子を用いた出張セミナーも承ります。詳しくは下記URL、右記QRコードからもご覧いただけます。
https://www.knights.jp/bkform.html
お問合せはこちら